

11 A50  
2025年 3 月 14 日

三重県知事 一見 勝之 様

医療法人の住所 三重県桑名市さくらの丘1番地

医療法人の名称 医療法人尚徳会

理事長名 伊佐地 秀司

電話 0594 ( 23 ) 2415

決 算 届

令和6年4月1日から令和6年10月30日までの決算を終了したので、医療法第5条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 10 月 30 日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人尚徳会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 ( ☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり )
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県桑名市さくらの丘 1 番地

(3) 設立認可年月日 昭和 56 年 3 月 20 日

(4) 設立登記年月日 昭和 56 年 4 月 1 日

## 2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

| 種 類      | 施設の名称         | 施設の医療機関コード<br>又は介護事業所番号 | 開 設 場 所                      | 許可病床数                                 |
|----------|---------------|-------------------------|------------------------------|---------------------------------------|
| 病院       | ヨナハ丘の上病院      | 2410105130              | 三重県桑名市さくらの丘 1 番地             | 一般病床 91 床<br>療養病床 94 床<br>[医療保険 94 床] |
| 診療所      | ヨナハレディースクリニック | 2410105940              | 三重県桑名市大字和泉字イノ割 219 番地        |                                       |
| 診療所      | ヨナハ健診クリニック    | 2410105932              | 三重県桑名市和泉 8 丁目 264 番地 3       |                                       |
| 介護老人保健施設 | ヨナハ介護老人保健施設   | 2450180035              | 三重県桑名市大字大福字雀塚 471 番地 2       | 入所定員 100 名<br>通所定員 30 名               |
| 介護老人保健施設 | 湯の山介護老人保健施設   | 2452280015              | 三重県三重郡菰野町大字千草字東江野 7045 番地 73 | 入所定員 150 名<br>通所定員 35 名               |

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)

| 種類又は事業名       | 実 施 場 所          | 備 考  |
|---------------|------------------|------|
| ヨナハ訪問看護ステーション | 三重県桑名市さくらの丘 1 番地 | 訪問看護 |

|                                                                      |                                             |                                     |
|----------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------------------------------|
| ヘルパーステーション「よなは」                                                      | 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目121                            | 訪問介護                                |
| リハビリデイサービス「よなは」                                                      | 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目121                            | 通所介護                                |
| リハビリデイサービス「よなは」<br>SECOND                                            | 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目121                            | 通所介護                                |
| ヨナハケアプランセンター                                                         | 三重県桑名市星見ヶ丘7丁目121                            | 居宅介護支援                              |
| 桑名市南部地域包括支援センター                                                      | 三重県桑名市江場776番5                               | 桑名市からの受託事業                          |
| 湯の山介護老人保健施設<br>・居宅介護支援事業所<br>・訪問リハビリテーション事業<br>・認知症対応型通所介護<br>「さんさん」 | 三重県三重郡菰野町大字千草字<br>東江野7045-3<br>湯の山介護老人保健施設内 | 居宅介護支援<br>訪問リハビリテーション<br>認知症対応型通所介護 |
| ヨナハ介護老人保健施設                                                          | 三重県桑名市大字大福字雀塚471<br>番地2<br>ヨナハ介護老人保健施設内     | 訪問リハビリテーション                         |

(3) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

4/1～10/31 社員総会開催

- ・令和6年4月1日 与那覇尚 理事長退任 伊佐地秀司 理事長就任  
令和6年度 予算承認
- ・令和6年6月15日 任期満了に伴う役員改選  
令和5年度 決算承認
- ・令和6年8月3日 社会医療法人認定申請の決定  
社会医療法人移行に向けた定款変更について
- ・令和6年10月24日 理事退任（位田事務長）

(4) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(5) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

(6) その他

なし

様式第三号

法人名 医療法人尚徳会  
所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号 A50

財 産 目 録  
( 令和 6年 10月 30日現在)

|            |               |
|------------|---------------|
| 1. 資 産 額   | 13,676,206 千円 |
| 2. 負 債 額   | 12,207,093 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 1,469,113 千円  |

(内 訳) (単位：千円)

| 区 分               | 金 額        |
|-------------------|------------|
| A 流 動 資 産         | 1,146,358  |
| B 固 定 資 産         | 12,529,848 |
| C 資 産 合 計 (A + B) | 13,676,206 |
| D 負 債 合 計         | 12,207,093 |
| E 純 資 産 (C - D)   | 1,469,113  |

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

|                             |                                                                                                                   |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。 |                                                                                                                   |
| 土 地                         | ( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建 物                         | ( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

## 様式 3 - 1

法人名 医療法人尚徳会

所在地 三重県桑名市さくらの丘 1 番地

※医療法人整理番号 A-570

## 貸 借 対 照 表

( 令和 6年 10月 30日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部             |            |
|---------------|------------|---------------------|------------|
| 科 目           | 金 額        | 科 目                 | 金 額        |
| I 流 動 資 産     | 1,146,358  | I 流 動 負 債           | 727,923    |
| 現金及び預金        | 612,575    | 買 掛 金               | 127,209    |
| 事業未収金         | 425,730    | 短 期 借 入 金           | 130,000    |
| たな卸資産         | 32,046     | 金利スワップ負債            |            |
| 未 収 入 金       | 2,450      | 未 払 金               | 241,026    |
| 仮 払 金         | 8,344      | 未 払 消 費 税 等         | 11,064     |
| 前 払 費 用       | 66,278     | 未 払 法 人 税 等         | 61         |
| 立 替 金         | 935        | 仮 受 金               | 2,288      |
| 貸 倒 引 当 金     | △ 2,000    | 預 り 金               | 7,184      |
| その他流動資産       | 0          | 賞 与 引 当 金           | 209,091    |
|               |            | その他の流動負債            |            |
| II 固 定 資 産    | 12,529,848 |                     |            |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 12,132,114 | II 固 定 負 債          | 11,479,170 |
| 建 物           | 7,735,671  | 長 期 借 入 金           | 10,706,050 |
| 構 築 物         | 1,356,730  | 退職給付引当金             | 290,753    |
| 医療用器械備品       | 193,537    | 長 期 前 受 金           | 464,100    |
| その他の器械備品      | 115,565    | 役員退職金引当金            | 18,267     |
| 車両及び船舶        | 6,010      |                     |            |
| 土 地           | 2,659,873  | 負 債 合 計             | 12,207,093 |
| 建設仮勘定         | 59,400     |                     |            |
| その他の有形固定資産    | 5,328      | 純 資 産 の 部           |            |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 22,519     | 科 目                 | 金 額        |
| 借 地 権         | 4,779      | I 資 本 金             | 14,469     |
| ソフトウェア        | 15,321     | II 積 立 金            | 1,453,075  |
| その他の無形固定資産    | 2,419      | 別 途 積 立 金           | 1,150,000  |
| 3 そ の 他 の 資 産 | 375,215    | 繰越利益積立金             | 303,075    |
| 有 価 証 券       | 17,911     |                     |            |
| 出 資 金         | 100        | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,569      |
| 長 期 貸 付 金     | 24,900     | その他有価証券評価差額金        | 1,569      |
| 保 証 金         | 6,945      | 繰延ヘッジ損益             | 0          |
| 会 員 権         | 7,750      |                     |            |
| 長期金利ハッソ       | 22,713     | 純 資 産 合 計           | 1,469,113  |
| 繰 延 消 費 税     | 294,896    | 負債・純資産合計            | 13,676,206 |
| 資 産 合 計       | 13,676,206 |                     |            |

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

## 様式4-1

法人名 医療法人尚徳会

所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

A50

## 損 益 計 算 書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 6年 10月 30日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |           |
|--------------|-----------|-----------|
| I 事業損益       |           |           |
| A 本来業務事業損益   |           |           |
| 1 事業収益       |           | 2,938,425 |
| 2 事業費用       |           |           |
| (1)事業費       | 3,151,988 |           |
| (2)本部費       | 199,136   | 3,351,124 |
| 本来業務事業損失     |           | 412,699   |
| B 附帯業務事業損益   |           |           |
| 1 事業収益       |           | 193,922   |
| 2 事業費用       |           | 206,832   |
| 附帯業務事業損失     |           | 12,910    |
| C 収益業務事業損益   |           |           |
| 1 事業収益       |           |           |
| 2 事業費用       |           |           |
| 収益業務事業利益     |           | 0         |
| 事業損失         |           | 425,609   |
| II 事業外収益     |           |           |
| 受取利息         | 25        |           |
| その他の事業外収益    | 78,169    | 78,194    |
| III 事業外費用    |           |           |
| 支払利息         | 76,360    |           |
| その他の事業外費用    | 6,800     | 83,160    |
| 経常損失         |           | 430,575   |
| IV 特別利益      |           |           |
| 固定資産売却益      |           |           |
| その他の特別利益     | 0         | 0         |
| V 特別損失       |           |           |
| 固定資産売却損      |           |           |
| その他の特別損失     | 184,581   | 184,581   |
| 税引前当期純損失     |           | 615,156   |
| 法人税・住民税及び事業税 | 61        |           |
| 法人税等調整額      |           | 61        |
| 当期純損失        |           | 615,217   |

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

# 監事監査報告書

医療法人尚徳会  
理事長 伊佐地 秀司 殿

私は、医療法人尚徳会の第44期決算（2024年4月1日から2024年10月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年1月21日

医療法人尚徳会

監事

神谷 明文

監事

山本 康裕

# 独立監査人の監査報告書

2024年12月27日

社会医療法人尚徳会  
(旧 医療法人尚徳会)  
理事会 御中

あすの監査法人

愛知県名古屋市

指 定 社 員

業務執行社員

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

公認会計士

山岡 輝之

稲垣 卓也

## 監査意見

当監査法人は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人尚徳会（現 社会医療法人尚徳会）の2024年4月1日から2024年10月31日までの2024会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、医療法人尚徳会（現 社会医療法人尚徳会）から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、この監査報告書の日付以前に当監査法人が入手した関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表及びこの監査報告書の日付より後に当監査法人に提供されることが予定される事業報告書から構成される。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。また、表明する予定もない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、この監査報告書の日付以前に入手したその他の記載内容に対して実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 継続事業の前提に関する重要な不確実性

継続事業の前提に関する注記に記載されているとおり、医療法人尚徳会（現 社会医療法人尚徳会）は7期連続となる事業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、借入契約における財務制限条項に抵触している状況にあることから、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続事業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を

通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

医療法人尚徳会（現 社会医療法人尚徳会）と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 様式第三号

法人名 医療法人 尚徳会

※医療法人整理番号

所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

## 財 産 目 録

(令和 6年 10月 31日現在)

|            |               |
|------------|---------------|
| 1. 資 産 額   | 13,676,206 千円 |
| 2. 負 債 額   | 12,207,093 千円 |
| 3. 純 資 産 額 | 1,469,113 千円  |

(内 訳)

(単位:千円)

| 区 分             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| A 流 動 資 産       | 1,146,357  |
| B 固 定 資 産       | 12,529,848 |
| C 資 産 合 計 (A+B) | 13,676,206 |
| D 負 債 合 計       | 12,207,093 |
| E 純 資 産 (C-D)   | 1,469,113  |

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

|     |                                                                                                                   |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 土 地 | ( <input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |
| 建 物 | ( <input checked="" type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借)) |

## 様式第一号

法人名 医療法人 尚徳会

※医療法人整理番号

所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

## 貸 借 対 照 表

(令和 6年 10月 31日現在)

(単位: 千円)

| 資 産 の 部       |            | 負 債 の 部             |            |
|---------------|------------|---------------------|------------|
| 科 目           | 金 額        | 科 目                 | 金 額        |
| I 流 動 資 産     | 1,146,357  | I 流 動 負 債           | 1,205,552  |
| 現 金 及 び 預 金   | 612,575    | 買 掛 金               | 127,208    |
| 事 業 未 収 金     | 425,729    | 短 期 借 入 金           | 130,000    |
| た な 卸 資 産     | 32,045     | 1年内返済予定の長期借入金       | 485,957    |
| 未 収 入 金       | 2,449      | 1年内返済予定の長期割賦未払金     | 4,164      |
| その他の流動資産      | 75,557     | 未 払 金               | 228,533    |
| 貸 倒 引 当 金     | △ 2,000    | 未 払 費 用             | 26,510     |
|               |            | 未 払 法 人 税 等         | 61         |
| II 固 定 資 産    | 12,529,848 | 未 払 消 費 税 等         | 11,064     |
| 1 有 形 固 定 資 産 | 12,132,114 | 預 り 金               | 7,183      |
| 建 築 物         | 7,735,671  | 賞 与 引 当 金           | 182,580    |
| 構 築 物         | 1,356,729  | その他の流動負債            | 2,287      |
| 医 療 用 器 械 備 品 | 193,537    |                     |            |
| その他の器械備品      | 115,565    | II 固 定 負 債          | 11,001,541 |
| 車 両 運 搬 具     | 6,009      | 長 期 借 入 金           | 10,220,093 |
| 土 地           | 2,659,873  | 長 期 割 賦 未 払 金       | 8,328      |
| 建 設 仮 勘 定     | 59,400     | 長 期 前 受 金           | 464,100    |
| その他の有形固定資産    | 5,328      | 退 職 給 付 引 当 金       | 290,753    |
| 2 無 形 固 定 資 産 | 22,519     | 役 員 退 職 慰 労 引 当 金   | 18,266     |
| ソ フ ト ウ ェ ア   | 15,321     |                     |            |
| その他の無形固定資産    | 7,198      | 負 債 合 計             | 12,207,093 |
| 3 その他の資産      | 375,214    | 純 資 産 の 部           |            |
| 投 資 有 価 証 券   | 17,911     | 科 目                 | 金 額        |
| 長 期 貸 付 金     | 24,900     | I 出 資 金             | 14,469     |
| 長期前払消費税等      | 294,895    | 出 資 金               | 14,469     |
| デリバティブ債権      | 22,712     | II 積 立 金            | 1,453,074  |
| その他の固定資産      | 14,795     | 繰 越 利 益 積 立 金       | 1,453,074  |
|               |            | III 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,569      |
|               |            | その他有価証券評価差額金        | 1,569      |
|               |            | 純 資 産 合 計           | 1,469,113  |
| 資 産 合 計       | 13,676,206 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計     | 13,676,206 |

## 様式第二号

法人名 医療法人 尚徳会

所在地 三重県桑名市さくらの丘1番地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 6年 10月 31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |           |
|--------------|-----------|-----------|
| I 事業損益       |           |           |
| A 本来業務事業損益   |           |           |
| 1 事業収益       |           | 2,941,275 |
| 2 事業費用       |           |           |
| (1)事業費       | 3,148,720 |           |
| (2)本部費       | 221,338   | 3,370,058 |
| 本来業務事業損失     |           | △ 428,783 |
| B 附帯業務事業損益   |           |           |
| 1 事業収益       |           | 221,552   |
| 2 事業費用       |           | 206,163   |
| 附帯業務事業利益     |           | 15,389    |
| 事業損失         |           | △ 413,394 |
| II 事業外収益     |           |           |
| 受取利息         | 25        |           |
| 受取配当金        | 165       |           |
| その他の事業外収益    | 42,272    | 42,463    |
| III 事業外費用    |           |           |
| 支払利息         | 76,359    |           |
| その他の事業外費用    | 260       | 76,619    |
| 経常損失         |           | △ 447,550 |
| IV 特別利益      |           |           |
| 固定資産売却益      | 5,249     | 5,249     |
| V 特別損失       |           |           |
| 固定資産除却損      | 6,140     |           |
| 投資有価証券売却損    | 400       |           |
| 役員退職金        | 75,745    |           |
| 長期前払消費税等償却   | 90,568    | 172,854   |
| 税引前当期純損失     |           | △ 615,156 |
| 法人税・住民税及び事業税 |           | 61        |
| 当期純損失        |           | △ 615,217 |

## 重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

### (1) 継続事業の前提に関する事項

当法人の医業収益は、前会計年度に比し当会計年度は収益減少となりました。

主な要因は以下のとおりです。

- 1 前年度末の医師の入れ替わりによる、ヨナハ丘の上病院の減収（4月～6月）
- 2 整形外科の増収、病床稼働率の向上による収益の回復（7月以降）
- 3 当法人の創業以来の中核事業である産婦人科領域において、出生数減少による取扱分娩数の減少

医業費用につきましては、診療材料費の増加や諸経費の増加が重なり、全体として減収減益となりました。これにより、7期連続の事業損失、経常損失及び当期純損失の計上となり、純資産の部の合計額は1,469,113千円となりました。

その結果、一部の金融機関と締結している借入契約（令和6年10月末現在借入残高 730,000千円）について、財務制限条項に抵触しております。

当該借入金について、当法人は取引金融機関の請求があった場合には期限の利益を喪失する可能性があります。

なお、当法人が当該借入金について期限の利益を喪失した場合、その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。

以上により、当法人には継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当法人では、当該状況を解消すべく次の施策を行うこととしております。

#### ① 事業の収支改善策について

翌会計年度の具体的な改善策として以下を計画しております。

- 1 産婦人科領域の強化（無痛分娩対応、付帯サービスの充実等による分娩件数増加）
- 2 整形外科領域の強化、救急受入れ強化による収益改善
- 3 地域医療機関や施設との連携強化による病床稼働率向上と紹介患者・利用者増による収益改善
- 4 効率の良い病棟再編による入院収益改善
- 5 在宅支援医療の拡充による収入改善
- 6 透析医療の強化
- 7 外来収益アップに向けて、広報の強化、DXによるサービスの向上、生産性の向上
- 8 体制の見直しを含めた、更なるコスト削減の徹底
- 9 働きやすい職場の構築と医師をはじめとした人材の確保

#### ② 計算書類への影響について

財務制限条項に抵触した長期借入金について、取引金融機関からは直ちに期限の利益喪失の発動はしないとの了解は得ております。引き続き、取引金融機関とは期限の利益喪失の請求を猶予するよう協議を続けていきます。

また、収支改善策の実行については実施途上であり、計画がすべて順調に推移するとは限らず、不足の事態も考えられます。

このような状況の中、運転資金確保のため、他の金融機関からの借入手続を引き続き進めております。以上のことから、現時点においては継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続事業を前提として作成されており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映しておりません。

## (2) 資産の評価基準及び評価方法

### ① 有価証券

- ・ 其他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### ② デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法を採用しております。

### ③ たな卸資産

最終仕入原価法に基づく原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

## (3) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は次の通りであります。

|          |           |
|----------|-----------|
| 建物       | 15 年～47 年 |
| 構築物      | 10 年～40 年 |
| 医療用器械備品  | 4 年～15 年  |
| その他の器械備品 | 3 年～15 年  |
| 車両運搬具    | 2 年～ 6 年  |

### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、法人利用のソフトウェアについては、法人における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## (4) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、法人税法(昭和40 年法律第34 号)における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しております。

### ② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支給に備えるため、役員退職金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産の「長期前払消費税等」に計上し、5年間で均等償却しております。

(6) その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

① 補助金等の会計処理

固定資産の取得にかかる補助金等については、直接減額方式（固定資産の取得時に取得原価から直接減額する方法）を採用しております。

なお、損益計算書においては当該補助金等を特別利益に計上するとともに、固定資産取得原価から直接減額した額を特別損失に計上しております。

② ファイナンス・リース取引の会計処理方法

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

(7) 担保に供されている資産に関する事項

担保に供している資産は、次のとおりであります。

|        |               |
|--------|---------------|
| 現金及び預金 | 20,000 千円     |
| 建物     | 7,732,643 千円  |
| 土地     | 2,659,599 千円  |
| 投資有価証券 | 3,551 千円      |
| 計      | 10,415,793 千円 |

担保付債務は、次のとおりであります。

|               |               |
|---------------|---------------|
| 短期借入金         | 130,000 千円    |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 485,957 千円    |
| 長期借入金         | 10,220,093 千円 |
| 計             | 10,836,050 千円 |

(8) その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

① 純資産額、事業収益及び利益の維持に係る財務制限条項

当法人の借入金に係る契約のうち一部の契約には、各年度の末日の純資産額及び各年度の事業収益、償却前事業利益に関する財務制限条項が付されております。

抵触した場合、当法人は借入先からの通知により、期限の利益を喪失する可能性があります。

主な財務制限条項及び当該契約に基づく債務の当会計年度末における残高は次のとおりであります。

| 財務制限条項                                             | 残高（千円）    |
|----------------------------------------------------|-----------|
| 償却前利益（事業利益に減価償却費を加算した金額）が、3期連続して赤字となる状態を生じさせない     | 2,076,720 |
| 各会計年度の末日における売上高を4,900百万円以上に維持、かつ、純資産を2,300百万円以上に維持 | 730,000   |

上記のほか、利率の見直しが求められる財務制限条項が付された借入契約があります。

② リース取引の会計処理

賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

| 科 目      | リース料総額 (千円) | 未経過リース料 (千円) |
|----------|-------------|--------------|
| 医療用器械備品  | 749,030     | 526,914      |
| その他の器械備品 | 3,942       | 2,936        |
| 車両運搬具    | 88,770      | 76,697       |
| 計        | 841,743     | 606,547      |

③ 有形固定資産の減価償却累計額

7,870,814 千円

④補助金等の内訳等

補助金等の内訳

| 内 訳 |                  | 交付者      | 金額<br>(千円) | 計上区分 |
|-----|------------------|----------|------------|------|
| 運営費 | 介護職員処遇改善補助金等     | 三重県      | 2,661      | 本来業務 |
|     |                  |          | 518        | 附帯業務 |
|     | オンライン資格端末購入補助金   | 社会保険支払基金 | 429        | 附帯業務 |
|     | 地域包括支援センター運営事業委託 | 桑名市      | 26,683     | 附帯業務 |
|     | 救急医療活動補助金        | 桑名医師会    | 188        | 本来業務 |
| 計   |                  |          | 30,481     |      |